

昭和拾七年五月

小竹八幡宮神社誌(全)

井上 豊太郎

昭和拾七年五月

小竹八幡宮神社誌

井上 豊太郎

小竹八幡神社誌(御坊町誌第一編)

御坊町誌編纂について

御坊町誌は僕等が町長を勸説して編纂発行の事になり、自治制発布五〇周年記念事業として若干の豫算を計上、但し編輯のことは無手当無報酬で奉仕することで、これわ田辺町誌の如きは年五百円の手當を計上し、雑賀貞次郎君が専心従事して二ヶ年にしてなり、千五百頁位の菊判本の印刷費として又千五百円位を計上し、都合三千円位を計上して立派に出来上がってゐるが、御坊町の分わ印刷費として少額の豫算を計上してゐるのみであるが、私共わ町としてのまとまつた記録のないことを遺憾として町長にすゝめ、私共わ無料奉仕をすることゝして着手、委員として佐藤前国民孝校長芝口常楠氏と小生と三人編纂委員となりて、そのうち小生等執筆の衡にあたる事にして、徐々に資料の蒐集に従事、已に数ヶ年佐藤左内氏の飯郷に会い、委員中の一人を缺くに至りたるも鋭意執筆中、支那事變及び大東亜戦争と變轉極まりなき世相に会いし、産業方面機構の变革著しく爲に、一時産業編の執筆を差控へ、また統治編は資料が役場より提出せらるべき所多き所、役場が事変下で多忙を極めてゐるために尚完結に至らないが、已に完結した分につき大方の意見を聞くために、茲に其の草稿を本紙をかりて発表することにした。之に對し御氣付の点あらば私迄御申出下されたい。かくして完璧のものとして印刷に附したいと思つてゐる次第である。尚われわれが御坊町誌の編纂をすゝめたのわ、記録かきものわ亡び、温厚知新のことなきものは興ならず、愛郷土の念は郷土の尊さとよさを知よりはじまることを思ひ、亡びゆき忘れられてゆく郷土のことを記録して子孫の人にのこしてをく事が大切と信じたからである。御坊町は田辺市や湯淺町にくらべて文化部面の匂いが著しく低い所があることをおもわしめる。御坊町の将来のためにわ文化の水準を引上げるにつとむる必要がある。

井上 豊太郎

小竹八幡神社誌

第一概説

郷社小竹八幡神社わ御坊町大字藪六二四番地鎮座御坊町に於ける唯一の神社で御坊町及松原村大字浜之瀬住民一同の産土神であり其氏子戸数〇〇〇戸祭神として譽田別の命即ち應神天皇、息長足姫命即ち神功皇后および天兒屋根命並に紀道成朝臣夫婦の靈および小竹大神をあはせ祀り境内末社九社、毎年十月五日が祭礼日と定められて居る。

現在神域はその坪数面積千三百一十一坪官有第一種地で間口幅二十五間余長短形の地域で樹木相當に繁茂し石造鳥居四基木造鳥居一基立つ、社殿は桁行二間四分梁行一間五分建坪二坪六合銅板葺流れ作り 拜殿桁行二間二分梁行二間一分瓦葺建坪四坪六合一勾 神樂殿桁行五間一分梁行二間七分五厘建坪十四坪二勾五才 神樂殿桁行二間七分五厘梁行二間八分瓦葺建坪七坪七合二合 集合所 桁行七間三分梁行二間二分瓦葺入母屋造り建坪十六坪六合 神饌所桁行二間梁行一間二分瓦葺建坪二坪四合の建物順次配置せられること圖面の如く。

石立の玉垣はりめぐらされ境内石燈籠二十五基狗犬三対等莊嚴せられてその結構宏莊である。鳥居石燈籠の中には一七二六享保明和または文化文政頃の年号を刻するものもありまた石の手水鉢には二七〇六宝永年間の年号を刻するものがある。

小竹八幡社に隸居する由緒の場所に元宮祝塚清水の井戸釜井戸等がある。元宮は元大神鎮座の場所。祝塚は小竹祝の遺址で、ともに各別項に説明したから茲には清水井戸及釜井戸のことを畧叙することにす。

清水井戸

寛政十一年一七九九元社造営の時浪華の林某市は神書と學の達人なりと聞き及び當社の地主神の命号其外八幡宮の古跡

として日高郡の内に有つて分明ならざる事共書き列ねて尋ねつかはしける其報告の中に「神の清水井埋れて田地となせし事恐れ多し急ぎ土を除き除き井を浚へて然るべし」と其外井普請の仕方まで懇に申し越さる依之同十二年の冬清水井浚への事各申し合せけり、時に一老人の曰く「彼清水井六十年前までは水よく湧き流れける故諸人神水を尊み御湯立には此清水を用ゆ」。

其二には病人薬を煎ずるに此清水をくみけり、井の東より西に向ひて汲んでよしと云ひしにそれより年々大水出る度に次第に埋里て四五十年來は田地となりしと云う。此老人の言又林氏の書面を見聞くもの大に驚き各集り来り井土を除き井を浚へければ寒中と雖共水湧く事夥しく踏車を以て水を干さんと欲すれども水四五寸より

減ずる事能はず依て人々大におどろき信仰して明年の春に至て三尾浦逢母阿尾浦鉾突は八幡大神の古跡なれば此両所より石を取り寄せ井を築き岩垣をなし同四月半にして井普請成就せり此井戸普請世話人御坊沢瀉屋喜兵衛同大和屋卯之助兩人等ら世話す。

釜井戸

元宮より一町余り戌亥の方に當り釜井戸あり夏冬を分たず清水湧き流れ是亦神水のよし言ひ傳ふ古へ御湯立にはこの水を用ひしとも云へり此水冬は暖にして湯の如く夏は冷かなること氷れるかと疑はる誠に奇妙の清水也
(以上之項小竹八幡縁起俗解)

紀伊続風土記および南紀神社録に小竹八幡宮につき左の如く記してゐる。

八幡宮 続風土記

○八幡宮

境内周百三十四間 禁殺生 芝回 九十六間 堀回 七十六間

本社 桁行 二間半

末社六社 宿禰社 龍王社 稻荷社 秋葉社 船玉社 天満宮

神輿舎 拝殿 長床

芝にあり莊中の氏神なり近年當社舊は村の北十町許りに在り延實六年此に遷す此地は舊(一六七八年)南龍公の御殿跡なり祭禮に戲瓢踊ウチコノエリといふ踊りあり其文頗る誦すべし其文中四恩の句に 香巖公御注解の御書あり太鼓細腰鼓鉦にて老人瓢團扇其他種々のものを持ち作り花等を頭にかざして歌舞す老人のかゝる踊をなす事奇と云ふへし近年一位老公親筆の小竹八幡宮といふ五字の額を賜ふ。

因に記す この額當今尚拝殿正面に掲げられ丞相の落款ありくと拜まる

八幡宮 南紀神社録

○八幡宮

在藺莊園村

祀社三座 應神天皇 神功皇后 武内宿禰 中畧

考ふるに小竹宮旧趾は今園村是なり 後八幡宮を祀るものなり小竹祝の墓は今の八幡宮より北の方拾丁許りにあり 此八幡宮古の宮地の近辺なり いま八幡宮の地は寛文(一六六〇年代)の比遷す所なり。

小竹八幡宮の歌として残されてゐる内二つ三つを左に記す

小竹宮

本居清鳥

たらし姫神の尊の神の道とうとくしのぶ 小竹の宮しろ

日高浦なる小竹みやに詣で侍る 服部中庸

ぬかづきて仰げば高し天つたふ 日高の浦の小竹の宮居か

小竹宮

夏目鷹麿

神垣の篠の小笹を手草にて 神樂舞するはふり子のとも

小竹の宮に詣で奉る □□綾感

いにしへを仰ぎしのべば篠の宮 ふかくも神の恵みおもほゆ

小竹八幡宮に関する文献としては左の如き書き物がある。本稿は是等を参考資料として記述したのである。

一、園村八幡大神御鎮座本記 (二六八六年) 貞享三年八月一日記

昌長郷撰

一、園村八幡宮縁起俗解

撰年次不明 (二八〇一年)

撰者不明

一、小竹祝子塚之記

寛政十三年春 (一八〇一年)

栄聡翁撰

一、小竹八幡神社明細帳

明治四十三年以降 (一九一〇年)

神社備付

一、日高郡神社由緒調査書

(二八八〇、一一年頃) 明治十三年頃

日高郡役所集結

一、御坊村旧村誌

明治十三年頃

御坊村撰役場保存

一、名屋浦村誌取調帳

年次不明 (一九二三年)

名屋浦の概要

一、日高郡誌

大正十二年

森彦太郎撰・日高郡役所

一、日高郡神祇小誌

(一九三七年) 昭和十二年

右同謄写版刷

一、日高近世資料

(一九〇二年) 明治三十五年

森彦太郎撰

一、日高名勝記

明治三十五年

木村敏之輔撰

一、参拝圖、名勝圖會(後編)

明治三十五年

加納諸平撰

一、続紀伊国風土記

明治三十五年

仁井田好古撰

一、南紀神社録

矢ノ宮神宮

矢田部弘典撰

一、四恩状

矢ノ宮神宮

治貞公より下されし書物

一、日本書紀

第二由緒

小竹八幡神社の由緒については古文獻の現存するものなく随つてその勧請の時代及次第は一向判明しないが今日一般に信ぜらるゝ所は日本書紀所載の神功皇后並びに應神天皇由緒の地小竹の宮縁故により勧請し奉れる神社であるといふのである。之には反対の意見もあり小竹八幡宮元鎮座の元宮の地は日本書紀に所謂小竹宮の故趾にあらず随つてまた小竹八幡宮の勧請はその縁故によるものと謂いがたく、石清水文書延久四年の太政官通牒に「前畧園財部中畧本寺注文云件御庄竝切目園共宮寺御領地而停切目園偏免除園財庄云々」とあるに見ればこの辺はもと石清水領たるの所縁をもつて八幡宮を勧請したのではないかといふのが反対意見の集大要である。

往時の事何れをそれとは定めがたいが神に信ずる事によりて尊いのであるからわれ／＼は何も歴史家又は考證孝者の輩に倣い兎角の説に迷ふには及ばぬ。われらの祖先が信じて来た通りに小竹八幡神社は日本書紀所載の小竹宮の縁故により勧請し奉つたものであると信じてをればよいことである。

小竹八幡神社には紀昌長郷の撰文になる紀伊園小竹八幡大神鎮座御本紀がある。(二六八六年)貞享三年丙寅の年八月朔日の日附があるから昭和十三年より数へて二百五十三年前の記事である。この撰文は安永八年六月四日時の神道管領長上卜部朝臣兼雄の一覽誌の奥書がある。

右小竹八幡大神御鎮座本紀の撰書紀昌長卿は紀国造第六十九代目で忠光の男從五位下刑部少輔延宝六年四月辞退(二六七八年)元禄十一年十一月五日卒せられた人で日前宮の神官である(元保十一年十二月十八日高階朝臣王子撰紀伊國造家譜による)。

小竹八幡神社奉祀の地を日本書紀に所謂小竹宮故地に非ずとする説は紀藩々儒仁井田好古の説を最も顯著なものとする。以下これらの説明に対する疑問を列擧して小竹八幡神社奉祀の地であつた元宮の地を日本書紀に所謂小竹宮の故地なりと推定し得る。この意見を小竹宮考として取りまとめてをいたから左に採用することにする。

小竹宮考

この考證は日本書紀の記事を基本として行はるゝ次第なるが故に本居宣長の説の如くに日本書紀を信憑しがたき書物

なりとすれば此の考證が実益なきに販するが茲にわ日本書紀の記事にするを一応信憑に足りるとして取扱う事にする。また文學博士栗田寛氏考證の如くに八幡宮の祭神を應神天皇・神功皇后にあらずとすれば茲にまた議論の根底が變つて来るがこゝでは通説に従つて八幡宮の祭神は應神天皇・神功皇后等なりと一應假定して筆を進めることにする。順序としてはまづ茲に日本書紀の記事を抜く

日本書紀卷第九氣長足姫命 神功皇后 前畧 皇后南詣紀伊国会太子於日高 以議及群臣 遂欲攻忍熊王 更

遷小竹宮 小竹此云之努 適是時也晝暗如夜己經多日 時人曰常夜行之也 皇后問紀直祖豐耳曰 是恠何由矣

時有一老父曰 伝聞如是恠謂阿豆那比之罪也 問何謂也 對曰二社祝者共合葬 歟因以令推問巷里 有一人

曰 小竹祝 與天野祝共為善友 小竹祝 逢病而死之天野祝血泣曰吾也 生為交友何死之無同穴乎 則屍側而

自死 仍合葬焉 蓋是之乎 開墓視之實也 故更改棺櫬各異處以埋之 則曰暉燦日夜有別 下畧

右拔萃の章のみではその意當然たりであるが書紀の記事に従へば神功皇后が太子即ち應神天皇を新羅征伐の販途九州で生ませ給ひし。武内宿彌が太子を奉じて先發して紀の水門に到着后を待ち奉つた。神功皇后は販路難波津に到り給はんとしたが船進まず却つて紀伊に到りて太子に面会し給ふた。これは全く忍熊王の乱を避け給ふてのことである。その際の記事が即ち右に拔萃した日本書紀の記事である。この記事にその際駐輦の場所として日高と記され小竹宮と記されてゐるのは何れの所がそれなるやと云ふことが問題なのである。

一、所謂地形上の推断碎いて言はば書紀に天野の祝と小竹の祝との記事がある。この天野は伊都郡天野神社に相違ないからこれと近い地を求むるなれば那賀郡長田村志野は地理的に近い。

二、もと那賀郡に現れた所在不明の大社があつた。

三、那賀郡志野は武内宿彌の出生地に近い故に武内宿彌は自己の郷里に近い所へ太子を迎へ申して奉待したのである。

仁井田好古は儒者として有名であるが地誌孝者としても紀伊国統風土記の如き大事業を成遂げてゐる。その説く所自然自己の専攻に近い所に傾きやすいのは己を得ない次第であつて右小竹宮の説については今我に承服しがたい。

第一、書紀に天野の祝と小竹の祝との同穴の記事があり天野は判断してゐるからはこの天野に近い距離の場所に小竹の地を求むるにはあたらぬ。大和民族は神代の時代から千里の波濤を遠しとせぬ故に距離の遠近は左程重要性ありとなし能はぬ。現に神功皇后が女人におはして新羅までも御出征になつてゐる時代である。この祝の交友關係はむしろ神社の勢力關係の都合を考慮に入れて考察すべきではあるまいか。

第二、現に名のみ残つて何れをそれと定めがたい。神社は日高郡に従四位山の神等がある。祭神判明しないが位階は

從四位であつて相當に高いわけである。この点は那賀郡の言代主神の方判然してゐるが何れにしても是は仁井田説の裏書に充分でないこと明らかである。

第三、武内宿彌が自分の郷里に近い地に太子を奉じて皈つた論旨は前記御船山の記事に存するところでこれはもし武内宿彌の故郷が紀伊国名草郡柏原の産であるとすれば或は一應尤ものことゝうなづかれかも知れないか。さてこの場合は忍熊王の勢力が強く一先づ避難の後武内宿彌がこれを免道に打つて偽計を用ひて辛勝してゐる新羅までも御出征になつた神功皇后の軍が偽計を用ひなければならぬ程の強さを有した忍熊王の軍であるその軍に対抗する策戦を練らねはならないわけである。この場合に大和に程近くまたもし忍熊王が攻めて来たならばこれを邀へ打つに利少しと認められる地点を撰びて行在せられるといふ事は軍畧上のことを考慮して適當な結論に到達しない。新羅まで押し渡られた神功皇后の軍は海上の航行には相當な經驗を有せらるゝことである。故に陸上に相當の勢力のある忍熊王の軍に対抗する上において行在所はむしろ南紀伊の地を選定されたと考へる方自然にかなふ道理である。

第四、もしまた仲哀天皇駐輦の地による徳勒津之宮が日前宮附近なりとの説を信ずべしとすれば数年前熊襲征伐の御駐輦ありしこの宮に駐輦あらせられざることも解しがたきことではあるまいか。

第五、この説は書物の紀伊の水門を和歌山雄の湊なりと考ゆることによつて彼此照應連絡するがこの水門は紀伊の國の或湊と解し得るが故に然解することによつて過誤を避くることを得。

第六、書紀に更遷小竹宮の更の字を更にとよんで小竹宮が恰も日高の他に所在するやうに考ゆる事に文理上強ち無理ではないがこれを更いてとよんで居れば小竹宮の宮は日高の内といふことにも考へられるゝ事にもなる。

第七、書紀に所謂日高を日高郡衣奈村をさすとなすことはもとより獨断で根據はない。南紀の海港等は神武天皇御東伐以來皇室方面に於かされては充分地理をお知りになつてゐらるゝ道理と考ゆる。随つて今極免て大切な軍議をこらす場所として御選定になる所は豫め要害堅固な地域を御治定相成るべき。

第八、私共は書紀に所謂日高はもじそのまゝに日高と解したい。日高は即ち日高である。これを衣奈なりと解すべき根據はない。況んや衣奈方面は西口方面と稱し一般には日高の概念には除外されてゐる。また一般に日高とは日高川の川口方面の地方を指すのが通例になつてゐる。

第九、御坊町に紀小竹の名称がある。これは後世につけた名であるかも知れないが現在御坊町大字園地内に「キシノ」と稱し紀小竹と書く所がある。これは或は又「岸野」の轉化であるかも知れないが何か曰くがなければ故らにかゝる文字を用ふることは考へられない。

第十、天野之祝と小竹の祝のことであるがこれは伊都郡天野神社に残存する古文書丹生告門中に「下出唯天日高郡江川之丹生に忌枝刺給比」とあって天野の神の勢力が日高郡にまで及んでゐることが察せられる。この丹生告門については本居内遠及文孝博士栗田寛の考證がありこの文章は相當かたいものであることは争われぬ。斯る次第であつて見れば天野の祝と日高との連絡がついて来る故に今は小竹宮が日高に在りしなりとしてもそれは決して根も葉もない憶測といふことにはならない。

第十一、書紀に用ひた小竹の字を用ひた場所は他に見當らない。

第十二、小竹の祝塚と称する塚が現に御坊町の地内に現存する。後世の附合とするも他に見當らない。この祝塚については甲斐二の宮の神官の祝塚の記がある。

第十三、紀昌長卿の園庄八幡大神御鎮座本紀の記事も小竹八幡神社の故地を以て小竹宮社なることを肯定してゐる。

第十四、日高には鉾突の畠・産湯之井戸・逢母の磯等の地名の所があり何れも神功皇后・應神天皇に縁故の地としてゐる傳説がある。参考するに足る。

第十五、仲哀天皇行在の地徳勒津の宮の遺趾を衣奈八幡宮とするの説がある。(貝原益軒八幡宮本紀)

第十六、これは少し後のことであるが日高には三穂の岩窟なる所がある。萬葉集に出てゐる歌枕でこれは億計王・弘計王の父王押盤皇子のかくれ住み給ひし所である旨の説がある。眞爲俄に判じ難しとするも、假初にでも皇室縁故の土地柄であることを思はしむるに足りる。

第十七、日高郡御坊地方は地勢上行在所として好適の場所としてあらずというも之は今を以て古をはかる説であり適切でない。そのかみは現在の日高平野の西の山際に河流がありしものと想像できる。随つて舟棹の利便により海より海に沿ふて入りその河岸の利便の地に小竹宮がありそこへ行在所をおしつらへになつたといふことはさまで無理をしないで考へられる。行在所が必ずしも高燥なる山上でなければならぬといふことはない。また必ずしも幽邃な場所のみおえらびになると云ふ事はない。日當りがよく・見晴しがよく・水運の便のよい所を假の宮居となし給ふことはあり得べしと推察し上げ得る。ここに深く考ふべきことは神功皇后の御一行は航海になれさせ給ふてゐることであり南紀伊に詣るのことは忍熊王等の乱を深く御避難遊ばす意味と更にこれを討ち奉るべき御軍議の必要との重り合ふたこの目的がお在りになる。この故にその行在の場所としては最も安全なる場所を御選びになることが肝要のことである。しかも水路にはお慣れになつておいで遊ばす故に紀伊に入らせられては海路日高辺までおのばしになることを格別気にかけてお給ふ筋はない。故に書記に記されたる日高は即ち日高郡の日高に相違なく小竹宮はまた紀小竹の宮即ち小竹八幡神社の故地元宮なりと斯く解したい

のである。

第三浴 革

小竹八幡神社の沿革につき古老の傳承によると往古は大社が一つで其の一の鳥居は元宮の地より東南直ぐ二十余町隔った北塩屋浦八熊ヶ鼻といふ所にあり末社四十九社・経堂一ヶ所ありまた相當の社頭もあり壯麗なる社殿存したる所天正の兵火にかゝり古文獻・宝物等ほとんど焼失しまたその後阿波辺の海賊の掠奪にあひ社宝悉く散逸し去つたとある。またその祭礼には守護職より流鏑十騎の寄進あり廢絶の後も馬場のありし所に因む馬場小路の旧名永く残存し居りたりといふことである。

元日高郡役所保管神社明細帳の記載によると「小竹八幡神社祭神譽田別尊・息足長姫尊・小竹大神由緒勸請年月日不詳」。然れども国史所載する小竹宮の旧蹟にして昔時園の内紀小竹と云ふ所に鎮座ありしを延宝年間今の地に移轉す。旧趾今なほ小社を存しこれを元宮或は元八幡と云ふ。本社より七丁余り北の方田の中にて本社の分靈を祭祀す。藪は古御園また御藪の莊といしを後世藪の一字に改む。境界広大なりしを延宝年中東南の地を分けて御坊村を置き近來濱之瀬浦を置く故に三ヶ村の産土神たり。往古大社にして一の鳥居は二十町余南東の方北塩屋浦八熊ヶ鼻と云ふ地にありて末社四十九社経堂一ヶ所社領もありて壯麗の社殿たりしを天正の兵火にかゝり古書宝物等悉皆焼失すと云ふ。往古例祭には鎬馬十騎守護職より出さる。今尚馬場小路なる旧名存す。木村敏之助撰日高名勝記にも左様の記事がある。これは多分明細帳記事の轉寫なるべしと思はる。

小竹八幡神社縁起俗解並に言傳雜書と題する書が故小竹佐兵衛氏方および鈴木啓一氏方に残存する。其の書の記載に従へば左の記事がある。

- 一、八幡宮一の鳥居北塩屋矢熊ヶ崎に有之し由本社末社四十九社ありし由。
- 一、経堂には般若経納り之有し由。
- 一、毎月十四日由良興国寺より僧來り般若経讀誦したる由。
- 一、坊二軒椿原に有坊の小路また坊垣内といふ所の名今なほあり。
- 一、別當一人神主一人社人十人巫女一人
- 一、祭礼に馬馳あり當郎守護職より馬十騎づゝ出し祭礼相営湯川直春落城の後は馬馳やむ由

一、當社宝物は丸山城没落の砌阿州の海賊来り取逆の由。

小竹八幡神社はもと元宮と称する場所に御鎮座ありしものと傳へらる。元宮は現在御坊町大字藪字宮の前三〇九番地雑種地二畝七歩だけが小竹八幡神社の所有地として残存しその所に松樹数拾株生ひ茂り小竹八幡宮趾と標する石碑一基建ち居るのである。傳へられるが如くこの神社がもと大社でこの旧趾を中心として清水の井戸・釜井戸等一円をその神域となせしものであったとすれば其の結構の構莊察するに余りある次第である。その廢絶は戦国時代の兵火匆忙の間に在りで見なければならぬ。この元宮に鎮座してあつた小竹八幡宮の規模については前記縁起俗解に左の如く記してゐる。

元社

境内南北三十五間

神社は南向

東の方に小社あり

元和中破損してそれより再建せざりしと

延宝七年の宮記に見えたり。これによつて察するに元和年間に大破に及びし社殿は遂に再興に至らなかつたものである。

元宮鎮座の小竹八幡宮は延宝七年己未の年即ち昭和十三年より數へて二百六十年前に現在の場所に遷座し奉つたものである。現在の場所はもと藩公御別邸の御殿跡地であつた。この御別邸は寛永八年辛未の年即ち昭和十三年より數へて三百年前に御建立あり延宝元年癸丑二月御取毀ちになつて跡地がそのまゝになつてゐたのを氏子連中の願出によつてそのまゝさげ渡しとなりたるにより更にまた御宮普請料として元宮境内に生立の松樹九十本の伐採の許可を受けこれを五百十匁と見積り伐採して御宮造営の資に充て御敷地を四五尺内外も築き上げ茲に御宮を造営同年八月四日遷宮なし奉つた。此の時神殿の向は神占によつて東向となし奉つた次第である。なほ地主神小竹大神はなほ元宮に鎮座のこゝになし奉つたのである(小竹八幡宮縁起俗解)。

これが現在の小竹八幡神社である。この時の祭神は譽田別之命即ち應神天皇及び息長足姫即ち神功皇后の御二柱を奉祀摂社として武内宿彌を別殿に奉祀 船玉神社・天満神社・秋葉社等順次末社として奉祀し奉つたものでありこれらの奉祀社中勸請の所縁明白なものは龍王神社及び金比羅神社等である。

龍王社

享和貳年九月貳拾七日始めて遷宮し奉る廻船中よりの勸請なり而も御社破損の節当川口廻船中より修

覆有之筈。

金比羅社

文化元年十二月橋本屋文兵衛勸請此の兩社は氏子中の勸請にあらざる故に自今修覆は勸請せし人々より致す筈なり(小竹八幡宮縁起俗解)。

延宝七年御勸請に際し元宮に残し奉つた小竹大神の社殿は寛政十一年己未の年即ち昭和十三年より數へて一百四十年前に御造営し奉り同年三月三日武内宿彌宇治進發の日に因んで御遷宮なし奉り同月五日を祭典日と定め盛大なる祭典

前に御造営し奉り同年三月三日武内宿彌宇治進發の日に因んで御遷宮なし奉り同月五日を祭典日と定め盛大なる祭典

を執行したる旨前記俗解に記されてゐる。

小竹八幡境内は殺生禁断の場所とせられこの禁断の札は(中畧)上縁榊迄斜に各壹尺六寸五分を左右縁縦壹尺四寸五分座横壹尺六寸五分高さ壹尺三寸五分の大き厚さ一寸一分板をもつて作られてゐる。神社附近には當時神主筋の居屋敷として大字菌八百八十六番地に畑壹畝十五歩・同九百七十一番地屋敷二十一歩残存したるを延宝九年(一六八二)酉の九月大庄屋役所を建てたる旨記されてゐる。その後の神殿修復のことについては残存記録の依據すべきものがない。察するに明治二十二年の洪水等に流失し去つたものと思はれる。明治の末年に及んで神社合祀の施政があり一町村一社を標準として合祀を強用せられた結果は元宮鎮座の小竹大神をはじめ従来別立の御坊町大字島鎮座春日神社およびその撰社末社・大字名屋鎮座船附神社およびその撰社末社ならびに氏子地内の無格者全部を合祀した。

春日神社 御坊町大字島住民の産土神で天児屋根命を奉祀し社格は村社であつたが合祀により大字島住民は祭礼に無関心となり小竹八幡神社例祭には一切の催し物・屋台等は出さず靜然たるものがある。春日神社については紀伊續風土記に左のことがある。

春日明神社 境内周五十間 本社方一間 撰社神明官 末社二社秋葉社宇賀神社 長床 村の北宮前にあり一村の神なり

船附神社 元御坊町大字名屋宇古屋敷鎮座 紀道成卿を奉祀し社格は村社であつた。名屋浦鑑に左の記事がある。

(一七三四年)
享保十九己年社號御改達

紀道明神社

右上達由緒書に曰く 當浦紀道大明神と申す由来は船津村紀道明神の山にて紀道成土生村道成寺觀音堂高梁の木右之山にて御伐せ被爲遊候時大木を伐倒し其節道成卿岩の上にて御覽被遊候処右大木御膝にあたり薨去被遊候由。その岩を御膝石と申しその上に社を建て船津御前と祝籠申す由。然る処元和六年(一六二〇)申五月洪水にてその社流れ當浦只今の所杵の直木にかゝり御座候につき何方の社候哉と聞申し候へば船津村紀道明神の後岩の上に立候社の由申候につき船津へ申遣し候へど早速迎に参り候へば両所の者共寄り集りさて不思議なるかな前方の洪水にもこの松の木に留り申すことに候へばまづ御湯を差上げて可然やと申合せ社をしつらへ御湯を上げ申し候へば此処に留り海辺出入りの船守りの神となり申すべしとの御託宣あるにより其の時より紀道大明神と崇め奉り毎年九月四日に祭礼相努め申し候。右の義由緒書記録等御座候得共申候へ斯如御座候

名屋浦氏神は以前は森岡村武内天神の氏神にて御座候由

神主社人並に社領等無御座候 只今鍵取として鍛冶平兵衛と申者相努め申候 右之通りに御座候 以上

巳六月 名屋浦庄屋 與兵衛 印

同 所肝煎 與四郎 印

中村善藏太夫

宝曆九年己卯年社号御改達船附太明神

住吉神社

船附神社末社 元文二丁巳稔春住吉の社家へ願ひて御礼をうけ當浦助五郎船にて同三月二十二日着 夫より船

附大明神が傍に社も建立しこれを勧請し永く風波悪難の萌さざる前に払ひ退け給ふ靈場となし奉るものなり。

なほ名屋浦誌によればその社地は東西十一間・南北十五間・面積四畝二十四歩・東方にありと記されてゐる。

紀伊続風土記にも同趣旨の記事がある。

明治四十二年八月二日合祀された神社は即ち左之通りである。

春日神社 村社 小竹八幡神社へ合祀

秋葉神社 春日神社境内末社 小竹八幡神社境内末社秋葉神社に合祀

金比羅社 右同 小竹八幡神社境内末社船玉神社に合祀

宇賀神社 右同 小竹八幡神社境内末社稻荷神社に合祀

稻荷神社 右同

天照皇太神社 右御坊町大字島字宮の後鎮座村社春日神社末社 境内末社として鎮座

船附神社 村社小竹八幡神社本社へ合祀

住吉神社 船附神社境内末社 小竹八幡神社境内末社龍王神社に合祀

恵美須神社 松原村大字浜の瀬字下中道鎮座の無格社 寛文十年庚戌年昭和十三年より数へて二百六十九年前勸

請の所 合祀の際小竹八幡境内遷座の上その本社となる

小竹八幡神社 小竹八幡神社へ合祀

小竹八幡神社 社格は明治六年四月村社 明治十四年二月八日郷社に昇格今や縣社に昇格されんとしつゝある。

小竹八幡神社祭典は毎年八月中の卯之日であったのを後に九月十八日十九日に改められその後現在に如く毎年十月五日と定めらるゝに至つた。

第四祭神

小竹八幡神社の祭神は譽田別命即ち應神天皇及び息長足姫命即ち神功皇后の御二柱を主として奉祀し奉りこれに武内宿彌をはじ免二・三柱の撰社末社を奉祀してゐたのであるが明治四十二年（一九〇九年）の神社合祀によつて本殿には譽田別命即ち應神天皇および息長足姫命即ち神功皇后の御二柱のほか小竹大神・天兒屋根命・紀道成卿夫婦の御靈の六柱を又末社として武内宿彌・菅原道貫・大己貴命・猿田彦命・八千矛之神・金山彦命・大国主命・宇賀魂命・倉稻魂命・豊玉姫命・上筒男命・中筒男命・下筒男命・水波女命・天照皇太神・事代主命等を奉祀し奉る次第である。しかして末社の神祠は左の数社になつてゐる。

宿彌神社

武内宿彌を祀る

天満神社

菅原道貫を祀る

秋葉神社

大己貴命を祀る

船玉神社

猿田彦命を祀る・八千矛神・金山彦を祀る・大国主命を祀る

金比羅神社

大国主命・金山彦命を祀る

宇賀神社

宇賀魂命・食稻魂神を祀る

稻荷神社

食稻魂神を祈る

龍王神社

豊田玉彦命・豊玉姫命・上筒男命・中筒男命・水波女神を祀る

住吉神社

上筒男命・下筒男命・中筒男命・豊玉彦命・豊玉姫命を祀る

道祖神社

猿田彦命を祀る

惠美須神社

大国主命・事代主命を祀る

天照皇太神社

天照皇大神をまつる

いまこれ等の祭祀の概略を説明する順序であるがこれはなかく容易のことではないから茲にはほんのその大畧を記す事にする。

小竹大神 これは所謂地主神で譽田別命・息長姫命等を勧請奉祀する以前から祀られてゐる大神でシノは即ち大己貴命を奉祀し奉つたものであると拝察する。藪村八幡宮縁起俗解に記して曰く。

按ずるに地主神小竹太神は大己貴の尊にてましますべしと人々申あ江り。大己貴のみことは醫の祖神也主福大神

黒神と申すも大己貴のみことなり。大黒神を祭るは十一月子の日に祭るなり。大和の国三輪の明神もこのみことなり云々。

即ち 神代の時代に出雲族の支配下にあつた紀伊の国である。その奉祀する神もまた出雲系である。大己貴命が大国主の命は俗に云ふ大黒神と同一なりとせられてゐるがその辺のところは今何れとも申しがたい。

譽田別命即ち應神天皇は足仲彦天皇即ち仲哀天皇の第四の皇子にましまし御母は命即ち息長足すなはち神功皇后で御母新羅御征伐の歳の庚辰冬十二年に筑紫の蚊田において生れさせ給ひ。母撰政二年の歳御年わづかに三才にして皇太子に立たせ給ひ母命撰政六十九年の夏薨去し給ふにおよび天皇の御位に即かせ給ふて依然大和国盤余の若櫻の宮にゐまし給ふた。御在位四十一年の春二月甲午朔日明の宮に崩御し給ふた。時に御年百一歳にわたらせらる(日本書紀)。

應神天皇が八幡武神として奉祀され給ふた原因につき通例として行はるゝ所は應神天皇崩御の後二百五十年人皇第二十九代欽明天皇の三十二年豊前国宇佐郡菱形池の辺において三才の童児を竹葉の上に現じて宜く「われはこれより後は神と現じて皇国鎮護の靈環を下すべし」と託宜あり。これをうけたる大神比義がこれを宮中に奏問して宇佐八幡宮として祀し奉つたのがすなはち八幡宮として奉祀の濫觴である。神功皇后即ち息長足姫之命は第十四代仲哀天皇の御後にましまし稚日本根子彦太日々天皇すなはち開化天皇の曾孫息長宿彌玉の女にまします。仲哀天皇西征の間御崩御の後をうけられ御自ら男装遊ばされ新羅征伐に赴かせ給ひし女丈夫にわたらせ給ふことは歴史上有名である。天之児屋根命はまた天つ児屋根の命とも称し奉りまたの名天之思兼神また八意思兼神また八之八意神また常世思金之神詔戸之命またの名櫛眞智之命また大麻等熊知命また太麻熊足神また国文辞代主命また中臣之神と称し奉り御合天右門別安国玉主命之女許登龍麻遲姫比賣の命の生み給ふ所で天照大神天の岩戸がくれの折に祀禱を司りしこと古語拾遺に記されて居り中臣氏も遠祖で春日神社の主神である。

紀之道成卿はまた藤原道成卿ともいはれ大宝年中勅によりて道成寺を建立したる人と云はれその普請に際し所要材の伐採を指圖中誤つて伐材のために壓死されてより紀道明神と祝い籠めらるゝに至つたと傳へられてゐるが確證がない。或書の一説に藤原釜足公の子不比等四代の孫正六位上相模守道成公とある。即ち左のごとし。

内麻呂「不比等四男從二位參議」—— 浜成「正三位參議太宰師大判官事作和歌氏」—— 永谷「從五位下皇后宮亮」—— 濱成「正六位上相模守」

末社 祭神中武内宿彌・菅原道貫はともに史上有名の人物でありまた大己貴命・猿田彦命・金山彦命・大国主命・上筒男命・中筒男命・下筒男命・豊玉彦命・事代主命・八千矛神等は史上に著名な神達であり天照皇大神のことは申すも畏し。ただ宇賀魂の神・食稻魂の神は稻荷神社の祭神で保食神之神であるとも称せられてゐるが神佛合習の姿がこ

の神の上に最も濃厚にわたらせられてその御姿判然しない。
小竹八幡神社の祭神として小竹大神・譽田別命・息長足姫命・天児屋根命・紀道成卿夫婦之靈を一殿に合祀し奉ることとは止むを得ぬことなるべきも頗る道理に合せぬことでこれは少くとも小竹大神一柱・天児屋根命一柱・譽田別命息長足命二柱・紀道成公夫婦の御靈二柱を各々社殿を別ち四社殿として奉祀し奉るべきものである。現在の如き有様では決して神意を安んじて奉ることに適してゐない。畏れ多いことであると感ずる。

第五 靈 驗

八幡宮はいづれも應神天皇・神功皇后を祭神として奉祀してゐる。この御二柱の神は生前に武威を海外に輝し給ふた上長壽を保たせ給ふた所縁で武神として尊崇せられすべて武運の長久を守護させ給ふ御神と崇め奉るを例とされてゐる。

小竹八幡神社は殊に神功皇后新羅征伐により御凱旋の際の行在所にゆかりがあり後御治政の基礎を御定め遊した帷幄の御所縁による所として御靈驗まことにあらたで今日と雖も諸人尊崇の大御神であらせられる。いま旧記に掲ぐる所の小竹八幡大神御靈驗の一端を記してをく。

(一六三七年)
寛永十四年八月十四日(一書に元和五年と記す)古寺内六左衛門と云ふ者俄に狂ひ出し種々の事を云ふ。そのことば解り難く誰ありてきゝわくる者なし。よつて乱心せしならんと各々思ひをる時に八幡の御社へまいり荒筵を敷き二日一夜穀水を断ち不思議の事ども申して鍵取をよべと云ふ。各思案して先づ神主を出せばまた大木の林をよべといふ。各一同この言わかり難しといへども世の常の常の身には相見えざる故時の庄屋上下かみしもを着て出でければ何とて祭をせざるぞ此の時節に當る間急ぎ祭りをなすべしとの御託宜なり。よつて各々恐入り御受け申せば則時に倒れ伏し半日を過ぎ起き上がり狂人の身なしよつて不審しく様子相尋ると雖も如何様の事ありしも覺えざる由。誓言をなしよつて氏子共驚きおそれ急ぎ御祭礼興行せしやとか(藪村八幡宮縁起俗解)。

その時の祭礼に西道を南に出で川をわたり浜辺に出で御渡御ありしより今に其の順をたがえず浜御旅所へ御渡りになる次第であるとも記されてゐる。

(二六六〇年頃)
また万治年中に當浦人誰云ふとなく火事といひ立ちて騒ぐこと度々ありければ不吉なることなると八幡大神へ御湯上げしければ夢に御告げあるべしとの御託宜なり。その翌晩時の庄屋庄兵衛人の集まり居る所にて火事の夢話をなす。

聞く者その夢の御託宜とはしらずして有りし所に兩日をすぎて出火あり隣人おどろきさわぐ。その火事は始終庄兵衛夢咄しに違ふことなし。庄兵衛が夢咄し聞きたる者は別段騒がずしてありとかや。随ひてその火難は免れたり(延宝七年)。延宝七年の宜託に見えたり。昔はかくの如く尊き御託宜ありたるも人の信深かりし故ならむ。今の世は人に信なく成りて浅ましからずや。それ神は人の数によりて威をまし人は神の徳によりて運を添ゆと云へり(小竹八幡宮縁起俗解)。寛政十一年(一七九九年)の春元社造宮し新たに鳥居なども立ちければ誠に尊く拝み奉る。しかればこの頃よりして當社の御祀禱日を遂うて繁昌しわけても病氣平癒の祓をなすに神感恵仕り信あれば一として成就せずといふことなし。當郡内はじめ近国その聞え高く病氣平癒を當社へ祀るもの多し。よつて神主但馬守祀禱を間なく参詣にまして盛なり。(右同社)小竹八幡大神が靈驗きわめてあらたなる御神として藩主の御尊信厚かりしことは延宝七年(一七〇七年)その御宮地として御別殿跡地をさげ渡されまた一位候から小竹八幡宮の額を下されまたは四恩状を下されたこと等によりて明白である。

なほ左記小竹八幡神社の文庫中に辛ふじて残存したる古文書によつてその模様を察することが出来る。
西浜御殿より御染筆の御額を戴き給ふ。小竹氏を賀してよみし歌 種彦

たかだかし小竹の宮居になみならぬ 玉の光りをよする水茎

御拝領 御末廣・御張紙附録

一、御殿向火神荒在につき

鎮火祭御祀禱 當大納言様御内命被爲被迎付候処 別而冬十二月十四日より三十一日まで晝夜抽青奉執行御神座献上仕候 よつて當早春出府可有旨御広式御用人森玄馬殿御内意につき二月十七日右屋敷へ罷出候処 辱くも此の御二品並に御初徳銀一枚被爲副頂戴可有旨玄馬殿御念入被仰下難有奉納納入仍之記置者也

千時文化十五年(一八〇八年)寅二月吉日

小竹但馬守 昌芳 花押

記

一、御祓 一

これは御神棚江御納被遊候様

一、御祈禱の爾 一

これはいづれ御座所江爲御張置被遊候様または前の御祓と御一所に御納被遊候而御宜敷御座候

一、御感恵御守護 一

これは七日の間毎朝封のまゝにて乍恐縮御いたゞき被遊候様御行水後に被遊候得者午刻までに而茂宜敷御座

候

右七日までの上は御神棚え御納被遊候様

一、御神符 一包

これは前段御同様毎日御水に御うけさせ七日の間乍恐被召上候様 但御神符七枚一より七まで記御座候 順
に一枚づつ召上候様

一、御洗米 一包

これは前段同様に新らしき御水により七日の間に乍被召上候様

一、御雛形

これは乍恐御惣身爲御掛被遊別而御不例御所々能々爲御折被遊一夜御寝所御褥之御下へ爲御敷被遊翌朝川江
御流させ被遊候様

右之趣乍恐宜被仰上被下候様仕度奉願候已上

神主

小竹石見守

五月十八日

○

日高郡 菌浦

八幡神主

小竹備前

一位様年来被爲召保御狩衣思召に而被下之

十一月六日

御狩衣 白頭紋紗相形ノ藤 一領

○

御請書控

覺

一、御掛物 一幅

右者久々御祈禱奉献上候儀につき御内々被爲下置之候との御議誠に以冥加至極難有仕合に奉存候幾久敷拝戴
候依之乍恐書付をもつて御請御札奉申上候已上

日高郡 菌浦八幡宮神主

丑 四月

小竹薩摩守

印

第六祭典

なほ祝塚の祟り・清水の井戸・釜井戸のことを記すべきであるがこれは各々その項の所に記すことにする。

小竹八幡宮の祭典は現在毎年十月五日と定められてゐる。元來産土神の祭典には大体に於いて関東方面では夏期の祭を大祭とする。随つて秋季の祭典はこれを執行する所あるとしてもこれを秋祭と称し副次的なものとしてゐるのが通例とする。これに反し関西方面では秋季の祭典を本祭とし夏期の祭りは特に夏祭り^(二七二〇年頃)と称し副次的のものとするを通例とする。そのうちにも市街地の祭典は商家の閑散期を賑す意味に於て適當の時期に執行する。例外的な例もなきにあらずである。京都祇園祭・大阪天神祭のごときがそれである。また一般に八幡神社の祭典を放生会などと称し八月中旬に執行ふ所が多い。この放生会は神佛合習の余習であらう。小竹八幡神社の祭典は往古三月五日・九月五日の両度に執行されたらしいがこれ等一般の例にならひ放生会と称しもとは毎年八月中之卯之日に執行せられたやうで^(二七二〇年頃)享保年間より八月十五日と定められてゐた。其後十月十七日神嘗祭の日を祭日と定められたこともあつたらしいがその後十月二日に変更せられ昭和二年度より現在の如く十月五日と定められたのである。また夏祭りは七月十五日と定められてゐる。また末社として奉祀せられてゐる諸神社中特に祭典を執行ふのは一月十日惠美須神社・二月初午稻荷神社・七月二十二日龍王大海神社・旧九月十五日宿彌神社。祭典へ相模執行である。祭典は祭日の前宵を宵宮と称し祭典當日は御神体が御輿に移し給ふに氏子各組より選出したる人達によつて御輿がかつがれ浜の瀬御旅所と申す松の大樹ある所に渡御。此の広前で神樂・獅子の舞または奴踊り・戯瓢踊等奉納各組順次に式をとりすまして還御になる例である。この渡御道に氏子各組の供奉の順序はなかなかやかましく御輿の次にもと神社在地の椿上組が御輿脇として扨從次いで椿下組・新町組・御坊組・名屋組・浜之瀬組・紀小竹組・東菌組等の順に従ひ各組はそれぞれ幟数本・屋台・四つ太鼓の順に縦列をつくつてこれに従ふのでこの途中において各組の間に衝突を生じお祭り喧嘩の花を咲かすことがあるので各組では祭典行事等の役員を設けて統制にあたるを例としてゐる。

菌八幡宮 社号を或は小竹八幡宮といふ。例祭は八月十五日當日は祭式の中に戯瓢踊として御坊の商戸五十歳以上の者數十人各假花附けたる笠を着白帷子のうへに白きケサの如きものを着し先ず一番に一大奇瓢をもてるもの次に傘をもてるもの次に太鼓・鉦・鼓等持てる者誦歌に合して打鳴らし一列に踊り行く事あり。このこといつのとき初れるか詳かならず。瓢に正徳四放生会の六字を記せり。その形左に圖することにして(下畧)かくしてこの奇瓢の圖を掲

げてゐる。この瓢にその後ひゞが生じたるも修理し今尚保存されてゐる。なほ右戯瓢踊りの外に各組から奉納する連中おどりがあつた。いまその歌詞を掲げて参考に供する。

濱でヤンサー・ソーリヤ、濱で踊りやれ御見物の衆ハイリ・ハイリ・イヨイヨ、御見物の衆ヲエイヤ、御坊の小連中が浮れて通るハイリ・ハイリ・イヨイヨ、浮れて通るはソリヤ、濱でヤンサー・ソーリヤ、濱で踊りやれ御見物の衆ハイリ・ハイリ・イヨイヨ、御見物の衆オオエイヤ、指した木刀が浮いて通るはハイリ・ハイリ・イヨイヨ、浮いて通るはソリヤ、濱でヤンサー・ソーリヤ、濱で踊りやれ御見物の衆ハイリ・ハイリ・イヨイヨ、御見物の衆ソリヤ・シツシノシ、俺が若い時や人のすてゝも打ち割つたソリヤ、今でも二人や三人は何だ、連中だおゝソレすいたもの、何れも連中だドッコイシ・ドッコイシ・イヤシ・ソシ・ツノシ、喧嘩好きなるなんよさ、友達を持ってばノラサア、池の小鴨でナンヨ・サンギリ・モンギリ身がひゆるドッコイシ・ドッコイシ・ドッコイシ・ヤツシ・ツンノイヤ、人の云ひなし、なんだ連中だ、なによ連中だドッコイシ・ドッコイシ・イヤスイノスイ、これなんだ連中だ、はりひぢだドッコイシ・ドッコイシ、やしつのは踊るべ合点か、おゝ合点じゃ、いや殿中頭巾しゃんと着て、腰に巾着かんつける、腰に巾着かんつける、踊るべ・踊るべ、あは・ああ・いや踊るべ・いなさあ・すいのすい、浮きに浮いた瓢箪か、お瓢箪じゃ、いやひよん・いやひよん・いやひよん・ひよのひよん、あゝおけさてな・まかせいや・えいや江・いやえいや、伊達男を好むは御馬屋の関助、この伊達助、いや馬どこえつないだ、寺の柿木にやつしし、しつかとしつかとはいどおし、この金鰐・鮫鞘・釘抜・紋乗つたか、いや股怒つてしついや、しっこをのよいや、槍の權左はどっこいは初葉にござる、コー日本一の男伊達、シユスの髭付け油壺、つるへんつるへんなぜに津川は出て待たんぞ、このさこのせ、ゆうけんではたてふくするてん、いやたらふくするてん、どをでも權三は好い男、油壺からどっこい、いや出る様な男、はりとん、いや、とんとんとろりと見とれる男、これ磯の千鳥をばつこんで、石突くつかんでやつしし、ああこの目出度のなあ、祝目出度のなあ、えんえんさつさ、おゝ誠になあ、

若の松も江ん枝も栄ゆる葉も繁る、はっはよう踊りははっはよいやな

小竹八幡神社祭典に対する氏子一般の風習はなれ鮎をつくり甘酒をつくつてこれを祝ふを例とする事、この地方のお祭りの仕切りと同じである。なれ鮎は鯖・かます・あじなどを鮎菜と称し一旦塩をした魚を塩を抜きこれに飯をつめて握りさゝの葉又は葉蘭にまきて鮎桶に詰め重ね空隙のなき様にし蓋の上から重石でおし数日或は拾数日をおき浮き上る水を捨て取出して食膳に供する次第である。祭日の前日を宵宮と称し神社に参詣し又各組の屋台は町内を練り歩く。又祭日の翌日は傘やぶちと称して各戸を獅子頭がまわる。この祭典に要したる各組の費用はそれぞれ棟割・若衆

割と称して各戸より取立つる例となつてゐる。

各組がこの祭に用ふる幟は大抵三反幟でたまには五反幟もある。又屋台は御殿造りの屋根欄干があり傍らに太鼓を備へられてゐる。これらは金銀塗りで美麗である。若い衆数人によりて擔れる。この太鼓の音と横笛が微妙にお祭り気分をそゝるのである。又四つ太鼓はきれ屋根に子供が四人四方から乗りて上向きに据えた太鼓を交互にたゞく仕組みになつてなつて居りこれは大勢の若い衆が擔ぐことになつてゐる。□□^戲□□^舞□□大字御坊組の宿老達・若衆組にあらざる人達によつて奉納される踊りであり従来には宵宮の夜は本殿廣前に於て祭日の當日は御旅所の廣前において踊るを例としたが近頃は宵宮の夜は本願寺別院の廣庭において踊り祭典當日のみ御旅所の廣前でおどることに定まつてゐる由である。戲瓢踊りの名称はこの連中の先頭の者が大きな瓢をもちこれを標目として踊るから名づけられた名である。その踊りの際に称ゆる文句は念佛に関するもので云はゞ一首の念佛踊りとも云ふべきものである。察するに融通念佛宗の念佛踊りから来たものと思はれる。随つて壬生の念佛踊りなどと軌を一にするものであろう。この念佛踊りが神祭りの余興として奉納される所に無限の興味がわきおこるわけでありこれも神佛合習の遺物と見る事の出来る珍妙な祭りの風俗である。今この踊りの手拍子又は仕法を記すことは一寸困難であるが左にその歌詞を収載する。尚踊の前に(二七八四年)天明四年甲辰十一月(一九三八年)（昭和十三年より数へて百五十五年前）、時の藩主治貞公より下されたる四恩状を奉讀することになつてゐる。故に順序として茲に四恩状の文句を掲出する。

四 恩 状

夫人間に四恩あり、四恩とは天地の恩・父母の恩・国王の恩・衆生の恩なり、およそ人間たるものは上は天を戴きて日月の光りを仰ぎ、下は地に載せられて五穀菜果を食ひて一生をすぐる者なれば、もちろん一日も天地の恩を忘るべからず。身体を父母に受けてより、寒暑晝夜の分ちなく、種々の苦勞をもつて育て上げられ、漸く成長することなれば、一日も父母の恩を忘るべからず。それぞれの職業にありつき、父母を養ひ・妻子をはごくみ・飢へて寒へずして、代々安穩に暮すは皆君上のお影なる故、一日も国王の恩を忘るべからず。人間一生の内にはさまざまな事実ありて、自力ばかりにては世を渡ること叫ばず。諸人の力を借りて不足を補ひ、急難をも救ふことなれば、衆生の恩これまた忘るべからず。然るに人間道は忠孝の二つより重きことはなき故、四恩の内も取りわけ父母の恩・国王の恩を忘るまじき事なり。常にこの二恩を忘れず、父母に孝行を盡し、国王の法令をよく守れば、おのづから天地の道にも叶ひ、衆生の心にも戻らずして公き人間となるなり。

右四恩状の眞筆は小竹八幡神社に宝物としておさまりおる由である。

戲瓢踊文句

次郎も太郎も出られ候へ 出られ候へ (一同) 心得申して候 (ウタヒ) 夏と秋 イヨイイヤテン ハーアボン
ヒヤーテン ヒョーポン ポン ポン 夏と秋 お茶事もはやるなりや茶釜召され催へヤ 茶釜召され候へ ヒョウ
ボン

これより歌早足

より先りよりぞとかげ頼む世の光ぞと

これより踊り

ヒーたのきよ他の教も佛の教 御手尋ねて戲遊瓢 ヒヨシ ヒヨン テンカンクンテン ムムム 極樂の前を流
れる阿彌陀川 いかなる涿の ヤホン 瀬になるらん ムム 世に四恩あり 天地の恩 国王の恩 父母の恩 この恩
四恩

一息

何れか愚かおろはあらねども 父母の恩ニヒビにひひの踊りはおんどろよ ヒヤギ ヒヤギヒヤキン ヒヤキンギノ
ギ ハハハ アーアーくはなし ムム 父母の此の身を生ぜずば 超世の悲願に遇ひがたし シヤの釋尊みのりを
説かれては 無常ぞのがるベームムムムム よーや君たゞ(入替り)上人の教へては願もいらぬ ソコジャ
行もいらぬ ソコジャ マツソコ マツソコ マツソコキ 寝てもさめても忘るなよ 只一念な念仏なりけり 融通
念仏南無阿彌陀仏 南無阿彌陀仏 南無阿彌陀仏 融通南無阿彌陀仏 思へば浮世は夢の世 ヒヤー夢の間の浮世
にとくすんだりとしよーツクツクテン チカンヤーポンポン 瓢箪から駒が出まいものを 只兔にも角にも月の
夜すがら いざおどろ 奢侈榮華はこれみな春の花 名利の心を止めて急いで靜土を願ふべし 南無不可波羅蜜
多薩波若多』

「よんよんよんの時太鼓の辨こゑにて鼓打つことゝす 但し太鼓は叩かず 右戲瓢踊の衆は旗大入辨各一人 太鼓
二人 鼓五人 かね二人 日傘の衆十人位の割である。

この戲瓢踊は祭典の外大正十五年五月十九日徳川頼倫公の一周忌法要に際し菩提所たる浜中長保寺に於て奉納し参列
者一同に感銘を與えことがある。その時の連衆左の通りである。

御書四恩状奉持 中西常次郎四十二才・菌和四郎六十一才

戲瓢旗 森安次五十五才

太鼓 保田藤之助七十一才 同 樽井安藏五十六才 同 佐藤熊楠五十四才

鼓 佐藤源兵衛六十六才 同 山中岩次郎五十七才 同 中島馬太郎六十六才 同 鈴木松藏六十四才

同 山本龜太郎五十二才

鉦 福原武藏五十八才 同 塩崎繁孝六十八才

日傘 森本熊次郎五十四才 同 後藤與吉六十三才 同 塩路岩吉六十四才 同 稲葉鶴次五十三才

同 佐藤藤助六十式才 同 田殿龜次郎五十一才 同 冷田虎楠四十九才 同 出店清藏五十一才

同 清水吉松六十才 同 田中兼太郎四十二才

またピーケ―放送局から放送されたのは昭和八年二月十一日夜でこの時は歌・文句・拍子のみの放送でこの時の出演者は森本・佐藤・樽井・塩路・山中・福原・田殿・山本の諸氏である。

小竹八幡宮の神官は代々小竹氏の奉仕する所である。小竹氏の系圖は先祖判然せざるも今現存の系圖に従へば大畧左の通りとなつてゐる。

小竹與左衛門昌豊・源藏豊高・楠太郎昌之・孫右衛門豊定・芳利源九郎(後半左衛門と改む)・昌秀半太夫

(弟昌明半兵衛)・高知才助(宝曆十二年壬午十二月二十一日卒)・如眞要人(安永三甲午六月十日歿)・昌芳童

名嘉太郎・次に求馬(文政四年巳八月十九日卒享年六十五)・昌睦至馬(弘化元甲辰八月二十四日卒享年五十四)

・昌安亀鷹道眞(明治二十六年五月二十四日卒)・靜太郎(明治二十七年二月十四日没)・田道眞(昭和八年七月

十二日卒)・譽天(現任中)

右歴代神官中昌芳文化三年丙寅四月七日從五位下に叙せられ同月八日但馬守に任ず。後但馬守は差支につき石見守と相唱へ候様寺社奉行所より申し来り石見守とも称す。

○

上郷親町中納言 文化三年四月五日宣旨

前集昌芳 官叙從五位下 藏人頭權右中辨藤原資愛宣案

上郷親町中納言 文化三年四月七日宣旨 從五位下前集昌芳宣任但馬守

藏人頭權右中辨藤原資愛正位權大納言

正二位權大納言兼左近衛大將臣

正二位行權大納言臣胤定

從二位行權大納言臣政通

正二位行權中納言臣通明

正二位行權中納言兼右衛門督臣忠言
從二位行權中納言臣実光
從二位行權中納言臣
從二位行權中納言臣
從二位行權中納言臣經豊
正三位行權中納言臣
正三位權行中納言臣掬光
權中納言從三位兼行左近中將臣
權中納言從三位公敬等言
制書如右請奉
制（外）外（天）施行謹書
文化三年四月五日
制可 天皇御璽
從五位下前集宿彌昌芳
從二位行權中納言藤原朝臣實光
宣奉効件人宣令任但馬守
奉大外記兼掃部頭造酒正直講中藤原朝臣師武
紀伊国日高郡八幡宮神主前集昌芳
申但馬守從五位下蒙
以下畧

第七 氏子及篤敬

小竹八幡神社の由来を語る場合に必ず話題にのぼるものにはふり塚の遺趾の事がある。これは日本書紀に神功皇后が小竹宮駐輦のみぎりに晝くらき事夜の如く人々これを怪しむよりてその原因を探求したる所土地の古老がそれは「あ

づなひ」の罪であると言上する。「あづなひ」の罪とは二人の死人を一所に埋めたけがれであるとあつて調べた所小竹のはふりが死んだ時にその友達の天野のはふりがあとを追つて自殺したので時人憐んでこれを一つの同じ穴に埋めてやった所がこのけがれのためにくらきこと夜の如き現象が起つたと云ふのである。よりにて其の穴を發掘して死体を別々に埋めた所が日光が瞭躍として輝きだしたと云ふことが記されてある。その祝の埋骨の塚が即ちはふり塚であるわけである。祝とは神官等神に仕ゆるものの総称である。これははふり塚の現在尚現存してゐる元宮東南一本松(二七八〇年頃)がそれであるといふのである。公簿上では菌統二百九十四番地小竹八幡所有墓地十二歩となつてをり天明年間(二七八〇年頃)に建てた小竹祝塚の碑が松の根方に残つてゐるのである。この祝塚のことについては古代史上屢々論議になつた事でいまなほ解決に至つてはなくその遺趾が果たして何れなにやさえも確定して居るものとは考へられない程の事であるがわれ／＼は右祝塚についてはをもつて日本書紀に記されたる小竹祝をうづめた塚なりと信じたい。右祝塚については寛政十二歳(二八〇〇年)の春即ち昭和十三年(一九三八年)より数えて百三十八年前に甲斐国二宮の神官栄聰翁がこの小竹祝塚の遺趾をたづねて来坊「篠祝子塚之記」を残してゐる。

小竹八幡神社は現在御坊町および松原村大字浜の瀬住民一般の産土神である。明治四十二年(一九〇九年)神社合祀直後に作製せられたと思れる明細帳には氏子戸数一千一百四十七戸と記されてゐる。然るに管内逐年人口増加により氏子も増加の運勢をたどり今同神社の豫算表によつて見るに大正十二年(一九二三年)には千二百戸・大正十五年(一九二六年)には千五百戸と増え昭和十二年(一九三七年)に氏子戸数実に二千五百戸と記されてゐる。(書写落ちか) 神社の氏子中相應の財産を有し衆望の皈する者三名以上を選出各任期を三年とすべきことに定められてゐる。但し重任を妨げない。小竹八幡神社氏子では大字菌・大字御坊・大字名屋・大字浜の瀬の各大字より各老名の氏子総代を選出するのを通例としてゐる。現代の氏子総代は菌豊吉(大字菌)・野村又兵衛(大字御坊)・田端昌平(大字嶋)・楠周藏(大字名屋)・浜田福松(大字浜之瀬)の諸氏で従来氏子総代たりし人でその判明せる人々は野村又兵衛・山田初太郎・津村榮太郎・田渕與兵衛・塩路彦右衛門・田渕善兵衛の諸氏である。なほ小竹八幡神社には氏子総代の外に宮世話係りがある。各大字より選出するものでその所因および選出方法は判然しない。

神社の莊嚴物である鳥居・狗犬・燈籠・袖石垣・御手洗等は、大抵その氏子または篤敬者の寄進になるを通常とする。小竹八幡神社に在つても又同じで鳥居・狗犬・石燈籠・袖石垣等・御手洗・井戸側等すべて氏子中の有志または篤敬者の寄進になつたものと思はれる。これについては確かな記録は残存して居らないやうでありその石面の刻字の摩滅したものありたしかでもないが今実地について判明した分を左に記録してをくことにする。小竹八幡神社へ寄進の物件については現に残存してゐる寄進状に左の如きものがある。

寄進状

一、拙家拝領早燕之御絵 一軸

爲御武運長久祈願永代奉納

日高郡小竹八幡宮神庫也

依而如件

文政六年未二月

赤坂儀左衛門

小竹主馬殿

鳥居 小竹八幡神社には現在鳥居は五基ある。うち一基は稲荷の鳥居で朱塗木造あと四基は石造で一基は大鳥居正面前に立てられてをり年号及び寄進者の氏名は刻せず中央に八幡宮の額を掲げてゐる。あと三基は拝殿前石袖垣立の傍上り辺に立ち並び内向かつて左側のものでは享保十七年八月吉日願主賀須佐屋市兵衛と刻されてをり他の二基には何等刻字のあと見當らず何れも御影石造りである。

燈籠 境内及び拝殿内庭の分を合せて廿五基十二對外一で内拝殿庭春日丸田端昌平氏寄進のものは金物製を除き他は全部石造。即ち石燈籠で形状二・三種大小一定ならずで正門大鳥居前の一對二基には文政四年巳六月の年月を刻し居り孫二人島村藤兵衛と刻しあり。またその参道の左右側一對には年号不明なるも寄進者の氏名と推定すべき紀小竹屋一黨・大黒屋嘉右衛門・紀伊国屋嘉兵衛の名が刻されてゐる。つぎの一對二基には寛延元年戊辰八月吉日の年月のみ刻されてゐる。又奥階段前の一対二基には元文二年十三正月吉日廻航中と年月を刻してあり又奥鳥居脇の一基には岡本氏と刻してあり又中央の分二基には明治二年六月巳年文太夫網中清吉網中多四郎網中材木屋中および佃神惣福田平清大九槽善と刻されて居りまたつぎの二基には文政元年寅九月廻船中と刻してありまた稲荷神社前の四基中二基は年号の刻なく二基には昭和四年丁寅年と刻してある。拝殿内庭の石燈籠存す内二基は年号の石刻文章判然せず一基には嘉永五年の年号を刻し居り二基には安政五辰年五月田渕長治衛門同藺善兵衛と刻し居りまた二基は石台金物造のものにして大正十三年御成婚記念第一春日丸田端昌平と刻し居る。以上 締めて二十五基の燈籠が立てられている。

狗犬 高麗犬はすべて三対うち一對は正門大鳥居側にあり昭和八年皇太子御降誕記念日高郡産婆会寄進會長医孝博士塩路英吉の名を刻されてあり。また一對は石刻不明。一對には浜屋治三郎幸笑子丸長久寛政二庚戌日および新屋庄太夫浜諸義七兵衛・神奈川甚兵衛の名を刻して居り二基とも拝殿前鳥居脇に安置してゐる。

袖石垣 袖石垣は正門脇入口のところ参道中程の拝殿前階段のところおよび拝殿内庭四ヶ所にある。うち拝殿内の分

については何れも寄進者氏名とおぼしき氏名の右刻がある。すなわち大畧左の如くである。

三面脇入口のところ (一九一五年) 大正四年八月

| | | | | | | | | | |
|----|------|----|-----|----|-----|----|-----|----|-----|
| 中野 | 吉右衛門 | 福田 | 梅助 | 島 | 壽次郎 | 山田 | 愛十郎 | 後藤 | 市太郎 |
| 伏木 | 市之助 | 沢見 | 佐太郎 | 上田 | 仙之助 | | | | |

参道中程の所 大正三年十一月

| | | | | | | | | | |
|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|----|-----|
| 山本 | 新太郎 | 山本 | 幸吉 | 山本 | 豊吉 | 小川 | 宇之助 | 岩本 | 清 |
| 栗本 | 源三郎 | 中村 | 源大 | 小川 | 竹藏 | 伏木 | 米次郎 | 中島 | 權藏 |
| 小早川 | 政治郎 | 岡本 | 藤松 | 北野 | 国藏 | 古野 | 重兵衛 | 小竹 | 千之助 |
| 沢本 | 興平 | | | | | | | | |

拝殿前の所 大正二年十二月

| | | | | | | | | | |
|-------|-----|----|-----|----|-----|-----|-----|-----|------------------------|
| 石本 | いゑ | 坂本 | 吉松 | 前田 | 久七 | 土屋 | 勝三郎 | 御坊町 | 戎講 |
| 伏木 | 虎之助 | 多田 | こう | 樋谷 | 音吉 | 福山 | 松次郎 | 西谷 | 豊松 |
| 松田 | 一郎 | 村田 | 多藏 | 山中 | 岩治郎 | 沖野 | 鶴藏 | 岸野 | 助一郎 |
| 青年修養会 | | 保田 | くま | 釜中 | 久枝 | 東 | くに | 山本 | とく |
| 堀 | 幸吉 | 伏木 | 米次郎 | 藤川 | 福松 | 布引 | 楠太郎 | 撫養 | 浅吉 <small>(二本)</small> |
| 宮本 | 幸八郎 | 小竹 | 友吉 | 木下 | 八藏 | 田中 | 礎吉 | 土屋 | 又吉 |
| 岡崎 | 久藏 | 廣井 | 文太郎 | 中村 | 三光堂 | 橋本 | 松藏 | 確井 | 平吉 |
| 小路 | 豊松 | 岩渕 | 仲藏 | 御坊 | 御祓講 | 篠 | 平助 | 篠 | みつの |
| 新井 | 篤郎 | 佐竹 | 糸藏 | 佐竹 | まさ | 共進丸 | 留次郎 | 共進丸 | 力藏 |
| 山本 | 寅吉 | 玉井 | 松之助 | 久保 | 伊助 | 山田 | 松次郎 | 川村 | 寅吉 |
| 塩崎 | とく | 中村 | よね | 浜田 | 福松 | | | | |

御手洗および井戸側 手洗は石造であり参道中程左側にある。御手洗は(二七〇九年)宝永七年八月吉日と刻し廣屋次兵衛(屋号確

立せず)・日高屋惣兵衛・庄右工門・同善兵衛・同人兵衛・同七兵衛・日高屋龜藏・三河屋市兵衛・木屋善兵衛・岩

崎平兵衛・木田満八・印廣屋平四郎等の名が刻されてゐる。また井戸側の石圍は(二九一六年)大正五年十一月森虎藏・佐藤藤助・

岡本藤松・武田豊藏・玉置彦次郎・野田伊之助・土屋由之助の名が刻されてゐる。

その他の寄進の名を刻するものには百度石 (一九一二年)大正元年八月石本米次郎。

金モール飾り 昭和十一年七月長岡藤次郎。百度參教 古野由松外十数名。なほ矢大臣一対がある。
時計台 明治四十五年二月藤田てる。

(完)

参 考

紀伊國日高園庄八幡大神御鎮座本紀

欽惟 足仲彦天皇(仲哀天皇)者日本武尊第二子也(母皇后日兩道入姫命活目入彦五十狹茅天皇(垂仁天皇)之女)天皇容姿端正身長十尺稚足彦天皇(成務天皇)無男故四十八季立爲皇太子時年三十一 元年正月庚子皇太子即天皇位志賀高穴穗宮於是聞知氣長宿彌王(稚日本根子彦太日日天皇之會孫也)之女氣長足姫命 母日葛城高賴媛(幼而聰明叡智貌容壯麗父王異焉 二年正月甲子立爲皇后二月戊子幸角鹿即貞行宮而居之(是謂筭飯宮 三月丁卯天皇巡欲狩南國至紀伊國而居于德勒津宮

(此宮地者日前國懸兩大神宮領內在解津鄉解字加草申則成丁入所食之薺字假令捧書於 禁中之時誤書薺字以奉則改不風流而作德勒津加爲必然歟德勒之二字訓土古呂者尤風雅也又当家之帳等多有成解津於薺津此皆毫之紕繆也 此解津鄉在千兩宮之正北方四面四至堺鄉記云北他領 六十谷庄道神領解津鄉若嶋島文 此鄉天正十三年三月豐臣秀吉水攻太田城之時断絶也中貞之後改名而今号新在家也雖然彼宮地成地之字而至于今鄉人稱解津者也)是時熊襲叛之不朝貢天皇將討則自德勒津發之即日使遣角鹿勅皇后日從其津發之逢於穴門(天皇有必先浮海而至欲幸穴門之意故有此勅命也)夏六月庚寅天皇泊于豐浦且皇后從角鹿發而七月乙卯同泊豐浦津九月貞宮室於穴門而居之(是謂穴門豐浦宮)八年正月壬午幸筑紫(已刻到儼縣)因居檀日宮九月巳卯詔郡臣以議討熊襲時有神託皇后而誨日天皇何憂熊襲之不服(是膺之空國也豈足拳兵伐乎)愈茲國而有宝國(金銀彩色多在其國)是謂新羅國焉若熊祭吾者則會不血及其國必自服矣復熊襲爲服天皇聞神言有疑之情日朕周望之有海無國不信 時神亦託日如天津水影押伏而我所見國何謂無國誹謗我言如此言而遂不信者汝不得其國唯今皇后始之有胎其子有獲焉然猶不信天皇強親擊熊襲不得勝中賊矢而還之九年二月丁未忽有痛身而明日崩於筑紫檀日宮(時五十二才)

於是皇后傷天皇不從神教而早崩知所崇之神髓教而祭欲求財宝國入齋宮請日先日教天皇者誰神也願欲知其名速于七日七夜乃答曰天照太神稚日女尊事代主神表筒男中筒男底筒男等各稱其名皇后則識神教有驗更祭祀神祇躬欲西征日吾婦

女之加似不肖然暫假男貌強起雄略上蒙神祇之靈下籍郡臣之助振兵甲而度嶮浪整艦船以求財土于時也適當皇后之開胎則取石(其石今猶在于伊都縣道辺)挿腰而祈之日事竟還日産於茲土

既而則擣荒魂爲軍口鋒導師船請和魂爲王船鎮守壽命十月辛丑從和瑪津彥之則大風順吹不勞櫓楫便到新羅時隨船潮流遠逮國中(即知天神地祇悉助歟)於是新羅王戰々慄々厝身無所則集諸人曰新羅建国以來未嘗聞海水凌國若天運尽國爲海乎是言未訖之間船師滿海旌旗耀日鼓吹起声山川悉振新羅王遙望以爲非常之兵將滅己國讐焉失心乃今醒之曰吾聞東有神國謂日本有聖王謂天皇必其國之神兵也豈可舉兵以距乎即素師而素組以面縛封囹籍降王船之前叩頭之曰從今以後長与乾坤伏爲飼部不乾船施而春秋猷馬梳及馬鞭(復不煩海遠以每年貢男女之調)

重誓之曰非東日更出西且河之逆流及石昇爲星辰而闕春秋朝忍笄梳鞭之貢天神地祇共討焉於是解其縛爲飼部遂入其國中封重宝府庫收囹籍文書即以皇后所杖矛樹於新羅王門爲後葉之印(故其矛今猶樹于新羅王之門也)爰新羅王以于岐等爲質仍賚金銀彩色及綾羅縑絹戴于八十艘船令從官軍(是以新羅王常以八十艘之調貢日本國其是之緣也)於是高麗百濟二國王聞新羅收囹籍降於日本國密令伺其軍勢則知不可勝自來于營外叩頭而歎曰從今以後永称西蕃不絶朝故定内官家(是所謂之三韓也)

皇后徒新羅還之十二月辛亥生皇子於筑紫蚊田(時人号其産処曰宇瀨也)称名於譽田別皇子(即産之完生腕上其形如韉是肖皇太后爲雄裝之負韉故名焉亦謂譽田別尊上古時俗号韉謂褒武多焉)

明年二月皇后領郡郷及百寮移于穴門豐浦宮從海路向京時薨坂王忍熊王聞天皇崩亦皇后西征并皇子新生而密謀之曰今皇后有子郡臣皆從焉必共議之立幼主以爲天下之君吾等何以兄從弟乎則每人令取兵赤石而待皇后於是倉見別興五十狹茅宿彌共隸薨坂王爲將軍令貞東國兵時二王出菟餓野而祈狩之曰若有成事必獲良獸也二王各居假麻赤猪忍出之登假麻咋薨坂王而殺焉(軍士悉慄也)忍熊王謂倉見別日是事大恠也於是不可待敵則引軍返 於住吉時皇后聞忍熊王起師以待之命武内宿彌懷皇子横出南海泊于紀伊水門則還幸于衣奈郷而与行宮(今所謂衣奈八幡宮此是処也)居之隨情出遊之興離宮於方方之時同亦興於此御園郷紀小竹之地(今所謂園村紀小竹八幡太神是也)

皇后之舩直指難波則平得度海忍熊王復引軍退到菟道而軍之 皇后南詣紀伊國欲会太子相尋到于日高太子亦聞知皇母之尋朕欲会于皇母而出衣奈之行宮之經廻于処々以到于三尾郷逢于皇母之(自是謂此所於逢母之里也)互歡喜踊躍而相連歸于衣奈之行宮以議欲攻忍熊王 更還小竹宮(此宮地在干園村之領内于今号紀小竹宮是又雖行宮後奉崇八幡大神其義在于此)

適是時也晝暗如夜已經多日時人日常夜行之也皇后問紀直祖豐耳(紀國造第九代之命也第十代豐布流始賜大直)日是恠何由矣 時有一老父曰傳聞如此恠謂阿豆那比之罪也何謂也對曰二社祝者合葬歟因以令推問巷里有一人曰小竹祝与天

野祝共爲善友小竹祝逢病而死之天野祝血泣曰吾也生爲交友何死之無同穴乎則伏屍側而自死仍合葬焉蓋是之乎乃開墓視之實也故更改棺槨各異處以埋之

(園人之一書云当干小竹之宮地一町許辰巳之方田中有一小丘人終未知其來由其上有大木之一松樹彼田主憂樹下無作毛不問干鄉人斬佛其松堀崩夫丘作于田地處其田主之女子遽然而受大熱病獨言曰堀崩塚斬誌松言語道斷也因之受重病我命無可遁之術流泪啼泣之故父母思于此事於奇妙怖畏急再築塚植松謝爲其述則彼女子之大熱病不經一日須臾無所殘平復聞人成奇異之思不懼怖稱嘆矣雖然彼田主不_齋先非而以爲比松又成于大木則可成千耕作之害則留稍畢彼田主即時手足痿_而而一生不得平癒也于今數多有存其事者 小竹祝与天野祝埋于一穴雖無存于其所之者人皆言相定千塚不可有相違云々 余日定此於塚則可爲小竹祝塚然則天野祝墓可有何處哉追可尋之)

三月庚子命武内宿彌武振熊卒數萬衆令擊忍熊王爰武内宿彌等選精兵從山背出之至菟道以屯河北令三軍曰儲弦藏于髮中且佩木刀既舉皇后之命誘忍熊王曰吾勿貧天下唯懷幼王從君王者也豈有距戰耶願共絕弦捨兵興連和焉然則君王登帝業以安席高枕專制万機則頭令軍中悉斷弦解刀投河水忍熊王信其誘言悉令軍衆解兵投河水而斷弦爰武内宿彌令三軍出儲弦更張以佩眞佩刀度河進之忍熊王知被欺謂倉見別五十狹茅宿彌曰吾既被欺今無儲兵豈可得戰乎曳兵稍退武内宿彌出精兵而追之適禺于逢坂以破(故其處曰逢坂也)軍衆走之及于狹々波栗林而多斬(血流溢栗林故惡此事至于今其栗林之莫不進御所也)忍熊王逃無所入則喚五十狹茅宿彌共沉瀨田濟而死之(探其屍而不得也數日之後出於菟道阿 二王薨去之後天下敢無敵者於是皇后立譽田別王子以爲皇太子(時三歲)移于大和國以都於磐余(是謂若櫻宮)治六十九年而崩於此宮(時年一百歲)十月壬申葬狹城盾列陵是曰百奈等追尊皇太皇曰氣長足姬尊明年正月丁亥朔日皇太子即天皇位于稚櫻宮後移于大和輕嶋地而都於此謂豐明宮居于此治天下四十一年也是年二月戊申天皇崩于明宮(時年一百十歲)一云崩于大隅宮(余按明宮大和輕嶋豐明宮歟而又爲一云崩于大隅宮然則二說難決歟雖然見日本紀應神天皇紀有二十二年三月戊子天皇幸難波波居於大隅宮秋九月丙戌狩于淡路嶋便輒以幸吉備遊于小豆嶋庚寅亦移居於葉田葦守宮又四十一年二月阿知使主等自吳至筑紫時胸形太神乞二女等以兄媛奉之既而率其三婦女以至津国及于武庫而天皇崩之不及即獻于大鶴鶴尊之文末見還幸于大和國而崩于豐明宮之文然則崩于難波大隅宮必然矣而又見旧事記云元年正月丁亥朔日皇太子尊即天皇位都輕嶋地謂豐明宮四十一年二月戊申天皇崩于豐明宮文不載幸于難波波居於大隅宮之事又見古事記云品口和氣命坐輕嶋之明宮治天下也有幸于近淡海國坐木幡村幸于吉野等之事未明崩宮也雖然已有坐輕嶋之明宮治天下之文拋于比二書之說則以崩于豐明宮可爲證未知何是非故兩存之) 葬于河内國惠賀之裳伏(百舌陵也)山岡也(日本紀旧事記雖明崩宮不載葬陵之義見古事記云 此品陀天皇御年一百三十歲甲午年九月九日崩御陵在川内惠賀裳伏山岡也而川内譽田宗廟緣起曰應神帝葬于河内國旧市郡長野山欽明帝始改造廟而有行幸云々余見日本紀旧事記云二年冬十一月甲午

葬足仲天皇於河內國長野陵文然則長野陵者仲哀天皇之陵而非于應神天皇陵歟又古事記曰凡帶中津日子天皇御年五十二歲壬戌六月十一日崩也御陵在河內惠賀長江也又日本紀卷第十一仁德記曰八十七年春正月癸卯天皇崩冬十一月巳丑葬于百舌鳥野陵又然則長野陵者仲哀仁德之陵也蓋又長野及長江者同野廣大之故爲別所歟但又仲哀及應神兼仁德三皇合葬歟此義難一決然則譽田者一概難言應神之御廟歟將又譽田及長野長江裳伏山等皆爲別所歟不到于其國問于土人而相究則不得明矣又應神崩御之月日御年等日本紀及古事記大有相違也余迷于此是故待傳治之君子爲明此迷今於是書之乎）郡臣尊天皇稱譽田天皇（又号應神天皇是也）焉自大鷦鷯尊御宇三年至天國拜開広庭天皇御宇三十一年天皇十四代年序二百五十三年之間未現太神也而是歲冬神初託于肥後國菱形池辺民家三歲兒曰我是人皇第十六代譽田八幡麻呂也（譽田本名而八幡爲神之後自所稱者也）諸州垂跡于神明今亦顯于此其後差勅使移而令鎮座於豊前國菟狹（菟狹此曰宇佐）宮（宇佐之）本主者田心姬命也八幡大神御鎮座之後則如本主也 人皆知八幡大神宮未知田心姬命者地主神也此宮々祠官号國造櫃原朝高魂尊孫宇佐都彥命定賜國造）從余以來天子及郡臣並天下之人普奉知譽田天皇現八幡太神矣此故欽明天皇号譽田御廟稱八幡大神被奉崇敬之因茲改造所在于此日高郡之行宮奉崇祭八幡大神也就中昔太神御座于此紀小竹宮之時氣長足姬尊並武内宿彌稱等議擊忍熊王議相定于此宮而終擊勝即天皇位於稚櫻宮長久治天下洪基於此宮（保年百余歲）是故仰而可奉仰者此紀小竹之八幡大神宮也

紀伊國造第六十九代

刑部小輔從五位下紀朝臣 昌長 判

（二六八六年）
貞享三丙寅八月朔日

右一覽の序加姓名命

印章

（二七七三年）
安永八年六月四日

神道管領上卜部朝臣兼雄

判 謂

『あかね』

和歌山県文化財研究会御坊支部機関紙

先代遺構「小竹八幡神社誌」井上豊太郎（小竹睦郎編）

小竹八幡神社誌について

○小竹八幡神社誌は序文に序文に説かれてゐるように、御坊町誌原稿の一部として昭和十七年五月二十八日から同年七月十九日まで、當時御坊町で発行されてゐた紀州日報紙上に掲載されたものである。

○井上豊太郎氏に小竹八幡神社誌の著あることは、同氏の他の著の廣告でしばく見受ける所であるが、出版事情の急轉から遂に出版に到らなかつたもののやうであつて、その「小竹八幡神社誌」は即ち此の草稿をさしてゐるものと思はれる。

○年来「小竹八幡神社誌」を見たい希望切なるものあつたが、意に任せなかつたが、たまく本年十一月上旬御坊町芝口常楠氏を訪ね、話が色々郷土文献關係に及んだ時、芝口氏が書架から取り出された前記紀州日報の切抜きを借用、即ち年末の渴を医するを得、此の機会に筆寫しをくものである。

○もとより地方小新聞の掲載である為、活字の不鮮明で意の通じ難い所や、明かに誤植と思はれるケ所があつたが、どうしても判り難い所は筆寫を急ぐ為、しばらくそのまゝとした。

○本書中最も興の深かつたのは、「小竹の祝」と「天野の祝」の關係で、「祝」と云ふ言葉の意味も本書ではじめて教はり、又八幡宮と應神天皇の關係、また應神天皇を如何なる理由から、又何時頃から祀つたかと云うことも本書で判り、甚だ興味深く且つ教えられる処が多かつた。

千九百四十九年十二月三日

初冬の霖雨降りしきる夜

筆寫のペンをおくに際して

清水 長一郎

活字化を終わって

○井上豊太郎氏の小竹八幡神社に関する著で父が残しているものは

①『小竹八幡神社誌(全)』

今回活字化した原本。昭和十七年五月から「紀州日報」に掲載の書写。

②神祇誌『小竹八幡神社誌』

昭和拾三年三月七日 御坊町誌原稿

井上氏の自筆で御坊町誌専用原稿用紙とわら半紙に絵や配置図メモが記入している。

①の草稿と考えられる

*参考『御坊町誌稿本』について

表紙 昭和拾五年頃 未完稿 委員井上豊太郎

昭和十三〜十五年の間井上委員が纏めた原稿の綴じ

| | |
|---------------|-------|
| ・御坊町誌緒論 | 井上豊太郎 |
| ・自然誌 | 井上豊太郎 |
| ・變災害史 | 井上豊太郎 |
| ・神祇誌『小竹八幡神社誌』 | 井上豊太郎 |
| ・宗教寺院誌 | 井上豊太郎 |
| ・名勝舊蹟誌 | 井上豊太郎 |
| ・文教誌 | 井上豊太郎 |
| ・人物誌 | 井上豊太郎 |

どうして井上豊太郎氏の自筆原稿が残っているのか不明だが、たぶん井上氏が父に残存を託されたものである。

③『小竹八幡神社誌』 御坊文化財研究会機関紙「あかね」二〜四・五合併号先学遺稿 (小竹陸郎 編)

①②の総仕上げと考えられる。

○「紀州日報」に掲載が開始された、昭和十七年五月二十八日と云えば丁度私の誕生日で、海軍記念日だったと聞く。

平成二十(二〇〇八)年七月一日

清水 章博